

## 1号機廃炉=負の遺産・3.11被災隠しと2号機再稼働

東北電力は、2号機再稼働が焦点化する中、2020.3.18 規制委認可の女川原発1号機の廃炉措置計画に基づき、7.28に廃炉作業（作業員の被ばく低減のための放射性物質の洗浄・除去）に着手。廃炉には34年・419億円を要し、廃炉廃棄物（低レベル）約6140トンの処分先は決まっておらず、使用済燃料821体は3号機プールへ移送するなどし、（2号機プール保管中の95体と3号機プール保管中の66体も含め）廃炉終了までに六ヶ所再処理工場へ“譲渡”し、それまで乾式貯蔵（空冷）施設の敷地内外（！）設置も検討するとのことで、また新燃料41体は加工業者に“譲り渡す”とのこと<7.29河北+3.20東北電力ホームページ（HP）情報>。ちなみに、上記使用済燃料および新燃料の数は、筆者の集計とも一致します【次頁の表：ただし、2号機移送分を六ヶ所に未搬出だったのは意外。核物質の移動制限（1号機燃料の購入先との契約？）でも掛けられているのでしょうか】。

また、2010年度までの総発電電力量は830億kWh、設備利用率は同年度までの平均で67.4%とのことですが<3.20HP>、1984年の営業運転開始から2020年廃炉までの36年で概算すれば49%程度（約半分）しか稼働しないことになります。

しかも、1979年本格着工から2010年までで31年（2020年までなら41年）だった一方、廃炉作業には同程度かそれ以上の34年もかかることからすれば、2号機（や3号機）が再稼働せず廃炉となっても、今後30～40年は‘女川原発の恩恵’を（しかも大事故発生のリスクなしに？）受けられるので、原発推進の方にも“朗報”です！？

一方で、東北電力初の原発・女川1号機の“負の遺産・置きみやげ”である「廃炉廃棄物6140トン、使用済燃料982体（海外搬出分を除く）」などが、女川原発の「敷地内」に34年間（乾式）貯蔵される可能性（最終的には長期保管・敷地内処分も？）<7.29河北+3.20HP>が見えてきました（これまで“利益享受”してきたなら、青森県（六ヶ所・むつ）その他の「敷地外」に「譲渡＝押し付ける」ことは“倫理違反”です）。ですから、7.29宮城県検討会や8.1からの住民説明会開始などで、2号機再稼働問題に注目が集まっていますが、この1号機の各種廃棄物問

題・女川敷地内貯蔵問題にも“しっかりと”目を向けた上で、再稼働の是非を論ずるべきです。

それに関して、女川町議会「特別委では、再稼働に賛成する陳情が採択され、反対の請願は不採択となる見通し」で、本会議で「9月にも再稼働に同意する見通し」とのことですが<8.4朝日>、賛成陳情した女川の商工会などは、2号機再稼働に伴う「廃炉廃棄物、使用済燃料（炉内装荷量（560/368）から単純計算すれば1号機の1.6倍。しかも今後は海外搬出なしで、六ヶ所再処理工場への「譲渡」も怪しい。）」などの敷地内貯蔵が“（1000年後の？）未来世代への深刻な負の遺産”となることを、真剣に考えたことがあるのでしょうか。同じことは、再稼働同意を目論む村井知事や自治体首長、県議会・市議会などにも言えることですが、“目先の利益だけを追い求める無責任な陳情の採択・再稼働同意などを、決して許してはなりません。

また、以前から指摘していますが、今回の1号機の廃炉作業開始により、本来なら2号機（さらには3号機？）の設置許可や工事計画にも反映されるべき「3.11地震動の影響・被害や、経年劣化の実態」が一切解明されないまま、被災建屋が解体される（＝闇に葬られる！）ことが確実です。県検討会の若林座長は、7.29最終合会后に「時間の経過で施設自体がどう変化するかということに注視して議論を重ねた。」<7.30河北3面>と述べていますが、（本来なら、1号機だけでなく、3号機の3.11影響も2号機の安全設計に反映されるべきことは明らかですが）、そのような‘1・3号機の被害実態・経年劣化実態＝同じ敷地内で被災した他の号機から得られる貴重な教訓’を隠し続けた東北電力に対し、それらを指摘・解明しなかった検討会の一体どころが「注視して議論を重ねた」のでしょうか。このように、求められた「東日本大震災で被災した特有の課題と向き合う姿勢」にも欠け、『委員の意見表明に終始』しただけで、（福島原発事故の真相究明・教訓化も不十分な）新規制基準への合格に藉口した「安全性は原子力規制委員会が結論を出している」との若林座長コメントに至っては、初めから“専門家”とは名ばかりの単なる規制委の『追認機関』<同河北3面>という“痛烈・辛辣な批判”が、まさに当ては

まるものです。

さらに、1号機廃炉作業は、労働者被ばく低

減の観点からも、早期に開始せず、短寿命核種の減衰を十分に待ってから作業を行なうべきで、

☆女川原発1号機の核燃料の動向		(2020.5.17)	仙台原子力問題研究グループ I					
< 装荷燃料集集体数 368体 >								
						SF:使用済燃料		
年月日	定検日数 /濃縮度	搬入新燃料	新燃料貯蔵庫	交換燃料	SF総数	搬出SF	SFプール内	プール% (285%に対し)
1983.5.25	新燃料搬入	128	128					
1983.6.4	新燃料搬入	128	256					
1983.6.17	新燃料搬入	116	372					
1983.10前	燃料装荷	-368	4					
1984.10.18	新燃料搬入	140	144				0	0%
1985.4.3-7.12	第1回定検	101d	36	108	108		108	10%
1985.10.9	新燃料搬入	128	164				108	10%
1986.4.19-7.22	第2回定検	95d	68	96	204		204	19%
1986.10.15	新燃料搬入	44	112				204	19%
1987.4.18-7.27	第3回定検	101d	20	92	296		296	28%
1987.11.24	新燃料搬入	128	148				296	28%
1988.4.29-8.2	第4回定検	96d	37	111	407		407	39%
1988.10.12	新燃料搬入	124	161				407	39%
1989.4.11-8.11	第5回定検	123d	73	88	495		495	47%
1989.10.2	新燃料搬入	120	193				495	47%
1989.12.20	東海へ		193			34	461	44%
1990.3.13	英国へ		193			42	419	40%
1990.5.25	仏国へ		193			34	385	37%
1990.9.2-12.10	第6回定検	100d	65	128	623		513	49%
1991.3.25	東海へ		65			34	479	46%
1991.4.3	英国へ		65			56	423	40%
1991.6.7	仏国へ		65			51	372	35%
1991.7.5	新燃料搬入		64				372	35%
1991.10.4-92.1.17	第7回定検	106d	13	116	739		488	46%
1992.2.25	東海へ		13			34	454	43%
1992.5.28	新燃料搬入		124				454	43%
1992.6.1	英国へ		137			56	398	38%
1992.10.5	東海へ		137			34	364	35%
1992.12.4	仏国へ		137			68	296	28%
1993.1.9-7.1	第8回定検	174d	25	112	851		408	39%
1993.10.12	英国へ		25			56	352	34%
1993.10.14	新燃料搬入		120				352	34%
1994.3.8	仏国へ		145			68	284	27%
1994.5.9-8.10	第9回定検	94d	17	128	979		412	39%
1994.12.6	英国へ		17			42	370	35%
1994.12.6	仏国へ		17			34	336	32%
1995.1.25	東海へ		17			34	302	29%
1995.2.7	東海へ		17			34	268	26%
1995.5.23	新燃料搬入		108				268	26%
1995.9.8-96.3.7	第10回定検	182d	1	124	1103		392	37%
1996.10.8	新燃料搬入		124				392	37%
1997.4.6-7.29	第11回定検	115d	17	108	1211		500	48%
1998.6.16	新燃料搬入	3.8%B	104				500	48%
1998.9.11-12.18	第12回定検	99d	13	108	1319		608	58%
1999.8.16-9.17	女川2へ		13			51	557	53%
1999.10.21	新燃料搬入	3.7%A	104				557	53%
2000.1.17-4.5	第13回定検	80d	9	108	1427		665	63%
2000.9.27	新燃料搬入	3.7%A	100				665	63%
2001.1.23	六ヶ所へ		109			66	599	57%
2001.1.25-2.14	女川2へ		109			44	555	53%
2001.4.28-8.9	第14回定検	104d	17	92	1519		647	62%
2002.4.17	新燃料搬入		80				647	62%
2002.4.21	六ヶ所へ		97			88	559	53%
2002.9.8-03.8.26	第15回定検	353d	17	80	1599		639	61%
2003.10.14	新燃料搬入		92				639	61%
2004.6.28	六ヶ所へ		109			88	551	52%
2004.9.8-05.2.15	第16回定検	161d	25	84	1683		635	60%
2005.4.12	六ヶ所へ		25			88	547	52%
2005.9.21	新燃料搬入		84				547	52%
2006.1.18-07.8.1	第17回定検	561d	69	40	1723		587	56%
2006.5.31	六ヶ所へ		69			88	499	48%
2006.9.20	新燃料搬入		68				499	48%
2007.10.24	六ヶ所へ		137			88	411	39%
2008.2.14-09.5.1	第18回定検	443d	89	48	1771		459	44%
2009.9.7	新燃料搬入		12				459	44%
2010.2.23-8.11	第19回定検	170d	41	60	1831		519	49%
2011.2.4-3.11	女川3へ		41			66	453	43%
2018.12.21	廃炉		41	368	2199		821	78%
	合計		1872		2199		1378	229
								残り

その意味でも‘1・3号機の3.11影響調査’の時間は十分あるはずで、しかも1号機では原子炉建屋の隅々まで（耐震壁を隠している機器配管・設備を撤去するなどして）確認できるので、その結果を2号機の耐震性・安全性向上に是非とも反映させるべきです。

避難計画問題に加え、1号機廃炉問題も2号機再稼働に大いに関係しますので、それらも踏まえた議論を期待したいと思います。

<2020.8.4記>

（仙台原子力問題研究グループ I）

## ▼△ 規制委・東電の「保安規定」を巡る攻防の背景 ▼△

ワンパターンで申し訳ありませんが、東電・柏崎刈羽原発（KK）「保安規定」についての第3稿です。

2020.7.9 規制委・資料1-1「7項目の反映に伴う保安規定の変更について」で東電は、規制委指摘の「論点1：基本姿勢の遵守の考え方」で、「当社は、保安規定に記載したものは法の定めにあるとおり、すべて守らなければならないものと理解し、今回申請した基本姿勢についても遵守すべきという考えのもと、第2条基本方針として記載している」（下線は東電）と述べ、その根拠として（福島原発事故後に全面改正された）『原子炉等規制法』第43条の3の24の4項「発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。」を挙げていました<9頁>（ちなみに、改正前の同法（筆者の手元の1998年度原子力規制関係法令集）の第37条4項も同文です）。その上で、5.28 規制委が求めた2017.8.25 社長回答「7項目」の位置付けについて、改めて、「…品質保証活動を通じて遵守するために定めている。」との文言を付け加えています<13頁>。

筆者は、法・規則・規定などは‘当然に守るべきもの・守られるべきもの’だと思っていましたので、上記の東電の「保安規定に記載したものは法の定めにあるとおり、すべて守らなければならないものと理解」しているとの記載を目にしたときは、思わず驚きました。この辺の（遵守することを文章に盛り込ませる）やり取り・攻防を規制委と東電の“言葉遊び”だと感じるのは、筆者だけでしょうか（「指切り拳万、嘘ついたら針千本飲～ます」と、何度も確約を求める子どもと同じレベルなのでは？）。現炉規法43条の3の24の1項で「発電用原子炉設置者は、…保安規定を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。」とされ、2項で「原子力規制委員会は、保安規定が…発電用原子炉による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。」とされていますが（旧炉規法37条1・2項も同旨）、それでもさらに上記4項の‘遵守規定’を設けなければならな

かったのは、「原子炉設置許可・工事計画認可・保安規定認可」という原子炉の運転に必要な『3点セット』の一つである保安規定でさえ、“国のお墨付き”を得るための単なる“電力会社のお飾り”に成り下がりかねないことを（以前の保安院ですら）危惧していたためでしょうか。そして、今回の規制委のしつこいまでの要求は、保安規定を東電が遵守しなかったことを（表立っては表明していないものの）福島原発事故の教訓として強く認識しているためなら、好ましいことだと思います。

福島第一・1号機では、地震・スクラム直後（津波襲来・全電源喪失前）に原子炉冷却のために自動起動した非常用復水器ICを運転員が2系統とも手動停止しましたが（その後は1系統のみ手動操作）、その理由として東電が一貫して主張してきたのが「保安規定に定められた温度降下率規定の遵守のため」ということで、それについては政府事故調なども特に問題視していませんが、筆者が何度も（上記の規制委同様のしつこきで？）指摘してきたように、保安規定第77条（異常時の措置）3項で、スクラム時には（異常が収束するまでは）「運転上の制限は適用されない」、すなわち温度降下率規定の遵守は求められないのです。そして、そのような地震・スクラム直後（崩壊熱も大量に発生している段階）の炉心冷却の不十分さが、その後の津波・全電源喪失後の事故対応を困難にさせ、1～3号機の中で最も早い炉心熔融を招き、その結果生じた3.12の水素爆発で2・3号機の事故対応（原子炉冷却・電源確保）も著しく困難にさせ、いわば“大事故の連鎖・拡大”の『引き金（トリガー）』となったことは明らかです（『鳴り砂』読者には“耳タコ”でしょうが、1号機のICが自動起動後に継続作動されていたら、その後の津波襲来があっても、放射能の大量放出（やあれほどの過酷事故そのもの）が十分に防げたのではないかと筆者は考えます）。<この地震後のIC作動に関して、『美浜の会ニュース』No.162（2019.12.21）pp.8-9で地震による配管破損の可能性が解析・指摘されていますが、大いに注目す

べきです。>

さらに、地震・スクラム直後の I C 操作（停止判断）の不十分さは、特殊な 1 号機（BWR 3）の専用運転シミュレーターがなかった（安全性確保より経済性を優先して設置せず）ことに加え、そもそも（営業運転開始以来）運転員が一度も I C 操作・実作動の経験がなく（実際には H4. 6. 29 に一度短時間自動起動:新潟県で 2015. 1. 8 東電が初めて公表）、作動時の原子炉の温度・圧力降下（や「ブタの鼻」からの蒸気噴出・轟音）の様子や、自動起動した目的（原子炉を緊急冷却・減圧し、冷温停止が可能な状態に持って行くこと）を理解していなかったことに起因するものです。また、保安規定で規定されていた教育訓練も不十分だったことは、設置許可申請書記載の I C の作動可能時間（8 時間）さえ運転員が認識していなかったことから明らかです。

他にも、I C 配管には第 1～4 弁があり（2 系統で 8 弁）、通常運転時は第 3 弁は「閉:クローズ」、他の 3 弁は「開:オープン」で、異常時に第 3 弁が「開:オープン」になることで全 4 弁が「開:オープン」となり、主蒸気が自然に流れ込んで炉心を循環冷却する仕組み（電動モーター不要で、主蒸気・炉内冷却水の減少もなし）ですが、保安規定 4 1 条 2 項（2）では、定検時に「模擬信号で作動することを確認」することが規定されており、筆者は、異常発生の模擬信号によって、I C 配管に主蒸気が流入し自然循環冷却することを実際に確認すること（機能検査）が求められているものだと理解しています。ところが東電は、実際に主蒸気を流すことは不要と解釈し（I C 配管や再循環系配管・原子炉圧力容器などの熱疲労・熱衝撃を防ぐための経済性優先の発想?）、模擬信号で「第 3 弁が開く」ことを確認すれば、「理論上・想定上は主蒸気が流入するはず」だから、それで十分として（安全確認の手抜き）、運転員が I C 実作動を経験する機会を全く与えてこなかったのです。このことも、事故時に 1 号機運転員の対応が不十分・不適切だった背景要因となったことは明らかです。

この点に関し東電は、国や福島県への定検報告で、「非常用復水器系機能検査（B:定期事業者検査のうち、機構立会又は記録確認検査項目）」について「6 台」の「機能・性能検査」実施を報告しています<2010. 12「第 2 6 回定検報告（H22. 3. 25-10. 15）」。第 2 4・2 5 回報告でも同じ>。でも、その検査数は、保安規定 4 3 条規定の「格納容器隔離弁」として検査対象の第 1・2・4 弁（通常時は「開」のため、異常時に「閉」となり格納容器を隔離することを確認するため）の 2 系統計 6 個と数が一致している一方、4 1 条規定の第 3 弁の 2 系統計 2 個とは一致しません。

これは、さすがに東電も、4 1 条は、正しくは I C の実作動（第 3 弁「開」により実際に主蒸気が流れることの確認）だと“心の奥では”認識しており、単なる「第 3 弁の開確認」で“お茶を濁している”事実が表沙汰にならないよう、第 4 3 条の機能検査（6 弁の「閉」確認が、格納容器隔離の機能確認と厳密にイコールです）の記載をもって、4 1 条の I C の「機能検査」を行なったかのように見せかけているものだと筆者は思っています（真相は東電に明らかにしてもらおうしかありません）。

これら東電の 3. 11 事故時および営業運転開始時からの長年の「保安規定」違反（不遵守）の事実を『福島原発事故の教訓』として規制委がどこまで認識しているのか分かりませんが、原発事業者の保安規定を定めるだけで必ずしも守ろうとしない（トップが責任を取らない、安全性確保を最優先にしない）不誠実な姿勢を踏まえ、特に現時点では東電を“見せしめ”として厳しい対応を取っているのかもしれない。でも、本来的に守るべきものを敢えて守ると誓約・明言させなければならぬほど原発事業者の安全意識・責任意識が低下していることを認識しているのなら、規制委はそのような事業者の原発再稼働をそもそも認めるべきではないと思います。

<2020. 7. 24 記>

（仙台原子力問題研究グループ I）

福島第一原子力発電所第 1 号機 第26回定期事業者検査実施項目

添付資料

要領書番号	定期事業者検査名	検査項目	実施数
1F1-26-14-運1	非常用復水器系機能検査（運1）	機能・性能検査	非常用復水器系弁 6 台
1F1-26-19-運1	高圧注水系機能検査（運1）	機能・性能検査	高圧注水系
1F1-26-19-運1再1	高圧注水系機能検査（運1再1）	機能・性能検査	高圧注水系

# 【女川原発アラカルト】

## 【7月】

20日(月) 「女川原発再稼働同意差止仮処分命令即時抗告審」債権者・弁護士、仙台高裁へ「即時抗告理由書」を提出。

女性ネットみやぎ、女川原発再稼働 STOP 街頭署名行動、平和ビル前。

21日(火) 脱原発をめざす宮城県議の会、県に、コロナ禍の中8月開催予定の住民説明会の延期と仙台市等30<sup>+</sup>圏外でも開催するよう申入れ。

女川町議会原発対策特別委員会、内閣府が避難計画の概要を説明。

石巻市議会、女川原発再稼働めぐり、総務企画常任委員会と総合防災対策特別委員会による「連合審査会」の初会合。

JFEグループの「J&T環境」(横浜市)、JR東日本、東京ガス、東北鉄道運輸の4社が共同出資する「東北バイオフードリサイクル」が、仙台市宮城野区蒲生北部地区に食品リサイクル・バイオガス発電事業を2022年2月に開始すると発表。出力780kW、年間発電量約650万kWh。

経済産業省と国土交通省、秋田県の「能代市、三種町および男鹿市沖」「由利本荘市沖」を、再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の促進区域に指定したと発表。

みやぎ生協、水素を燃料に走る燃料電池トラックを配送に活用する実証実験を開始。

22日(水) 原子力市民委員会、「原発ゼロ・再エネ100%オンラインワークショップ」■プログラム(1) 講演「自然エネルギー100%シナリオ」／榎屋治紀氏(株式会社システム技術研究所所長)(2) 講演「原発ゼロ・エネルギー転換戦略」／明日香壽川氏(東北大学東北アジア研究センター教授)(3) 質疑応答・議論(4) まとめ「原発ゼロ・再エネ100%ロードマップの方向性」。75名参加。

25日(土) 女川原発の避難計画を考える会・女川原発の再稼働を許さない!みやぎアクション・さようなら原発みやぎ県民大集会実行委員会、「住民説明会へ向けた学習・相談会」、石巻市防災センター多目的ホール、「女川原発緊急時対応・避難計画の問題点」小野寺信一弁護士・松浦健太郎弁護士、「女川原発新規制基準適合性審査の問題点」中嶋廉氏、女川原発再稼働「地元同意」手続きの経過と住民説明会開催について、住民説明会へ向けて。60名参加。

26日(日) 日本基督教団東北教区放射能問題

支援対策室いずみ、「第70回こども甲状腺エコー検査 in しろいし」を実施。白石市ふれあいプラザ。検診医/寺澤政彦医師(てらさわ小児科・仙台市)。

27日(月) 女川原発の避難計画を考える会等15団体、コロナ禍に伴う住民説明会の延期を求める石巻市長への要望書を提出。8名参加。

石巻市議会「連合審査会」、内閣府の担当者が広域避難計画を説明。7月31日資源エネルギー庁、8月3日原子力規制委員会がそれぞれ説明。8月7日、女川原発を視察。

船形山のブナを守る会等9団体、伊藤康志大崎市長宛『女川原発二号機の再稼働に反対の意見表明を求める要請書』を提出。8月7日、大崎市、「県などの動向なども見定めながら判断」と回答。

女川から未来を考える会、女川町内に「女川原発の再稼働は許されない」のチラシ2400枚を配布。31日まで延べ10名参加。

28日(火) 東北電力、女川原発1号機の廃炉作業に着手したと発表。完了まで34年、費用は約419億円を想定。放射性廃棄物の処分先は未定。

原発を持つ大手電力9社の送配電会社、原発事故の賠償費の一部を送電網の利用料に上乗せして回収するため、電力小売会社に請求する負担額を経済産業省に申請。原発と関係ない新電力にも請求することに?

29日(水) 「第24回女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」、村井知事と須田女川町長、亀山石巻市長に「女川原発2号機の安全性に関する意見について(報告)」を提出。パレス宮城野2階はぎの間。コロナ対策のための人数制限下で市民10名傍聴。マスコミ・TV約30名と多数。

放射能を考える岩沼の会、岩沼市長と懇談。市当局者が、UPZからの避難者に対し「こちらは箱をだすだけで、食料・水などの避難所運営は避難する自治体が行う」と発言。

県、白石市齊川休ノ宮で6月29日に捕獲されたイノシシから114 Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。

31日(金) 県、放射性セシウムが国の基準値(100 Bq/kg)以下のニホンジカ肉について、出荷制限を解除する食肉加工処理施設に、女川町「三陸リアス式ジビエ管理組合」を追加したと発表。県内3ヶ所目。

## 【8月】

1日(土) 県、「女川原発に関する住民説明会」を県立支援学校女川高等学園で開催。募集定員400人に対し30<sup>+</sup>圏内の79人を含む177

人が参加（内招待者86名、女川町議12人全員参加）。コロナ禍下で強行する村井知事に対する批判や、原子力規制庁、内閣府、資源エネルギー庁、東北電力の説明に批判が続出。特に、避難計画は「絵に描いた餅」と実効性に疑問の声が相次いだ。同時ネット中継。

2日（日） 第2回住民説明会、石巻市牡鹿中、募集定員200人に対し30<sup>+</sup>圏内の15人を含む44人が参加。

3日（月） 女川町議会原発対策特別委、委員からの国の意見聴取要望を委員長が「不要」と強行し、陳情3件を審議。

4日（火） みやぎアクション、オンライン会議。15名参加。

5日（水） 原発問題を考える登米市民の会、熊谷盛広登米市長に女川原発再稼働に反対意見を表明するよう求める申入れ書を提出。脱原発東北電力株主の会6名、東北電力の「説明の場」で21名の課長等と討論。東北電力本店会議室。原発問題住民運動宮城県連絡センター、女川原発再稼働 STOP 街頭署名活動、平和ビル前。

「第153回女川原子力発電所環境調査測定技術会」、ホテル白萩2階錦AB。市民3+電力関係1+記者1名傍聴。

グリーンパワーインベストメント（東京）、加美・色麻町の八森山周辺で最大出力6万<sup>+</sup>の風力発電所を計画し、計画段階環境配慮書の縦覧を県庁等で開始。2027年12月運転開始予定。

6日（木） 村井知事と須田女川町長、亀山石巻市長、樋口東北電力社長の案内で女川原発を現地視察。

8日（土） 第3回住民説明会、石巻市総合体育館、募集定員400人に対し30<sup>+</sup>圏内の100人を含む143人が参加。石巻市議7人も参加。

9日（日） 第4回住民説明会、河北総合センタービッグバン、募集定員400人に対し30<sup>+</sup>圏内の40人を含む103人が参加。

10日（祝） 第5回住民説明会、石巻市立万石浦中学校、募集定員200人に対し30<sup>+</sup>圏内の43人を含む66人が参加。

11日（火） みやぎ福島原発損害賠償請求訴訟（ふるさと喪失訴訟）、仙台地裁判決、古里喪失の被害をみとめ、国の指針を上回る慰謝料（住民77人への計1億4458万円）の支払いを命ずる一方、国の責任を否定し賠償請求は棄却。22日、東電、仙台高裁に控訴。25日、住民側も控訴。

東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登

米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に7月分の女川原発2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。

13日（木） 株主の会、東北電力本店で議決権行使書閲覧作業。3名参加。

15日（土） 第39回「8.15戦争を阻止する母親の平和行進」、「知ろう・話そう・どうなる？女川原発再稼働」講師岸田清実県議、エルパーク仙台。約50名参加。

18日（火） 第6回住民説明会、東松島市コミュニティセンター、募集定員200人に対し30<sup>+</sup>圏内の47人を含む143人が参加。避難計画に疑問が相次ぎ、村井知事、追い詰められ、避難訓練に自ら参加する意向を表明。

19日（水） 脱原発仙台市民会議と風の会等11団体、郡和子仙台市長宛「女川原発2号機の再稼働に係る要望書」を提出。市役所本庁舎2階危機管理室会議室、田脇危機管理室参事兼防災計画課長他5名。いのまた由美仙台市議含め15名参加。

女川町議会原発対策特別委員会、再稼働反対請願2件を不採択し、賛成陳情4件採択（いずれも7:3）。推進/容認派町議らは「町の経済や町民の雇用のために必要」「町財政や町民のインフラのため」を理由とし、「地球温暖化対策」をも口実に使った。「震災に耐えた丈夫な原発で、安全対策はしっかりしている」と東北電力の代弁も。

第7回住民説明会、南三陸町総合体育館、募集定員200人に対し30<sup>+</sup>圏内の5人を含む81人が参加。

20日（木） 女性ネットみやぎ、女川原発再稼働 STOP 街頭署名行動、平和ビル前。

放射能から岩沼を守る会、菊地岩沼市長宛に「東北電力女川原発2号機の再稼働に同意しないように要請する要望書」を提出。

21日（金） 県議の会の佐々木功悦県議と金田基県議、県議会環境福祉委員会で、住民説明会で広域避難計画を疑問視する意見が多数だったと指摘、今後も説明会を開くべきと訴え。

22日（土） みやぎアクション、オンライン会議。14名参加。

24日（月） 県議会石川議長、東京電力に放射性トリチウムを含む処理水を自然界に放出しないよう求める7項目の要請書を手渡し。大震災復興調査特別委員会、東京電力幹部を参考人招致、批判続出。

25日（火） 放射能から岩沼を守る会、「東北電力女川原発2号機再稼働に同意しない意見書の提出を求める陳情書」を岩沼市議会議長へ提出。陳情にもとづき、2名の賛成議員（共産

党、立憲民主党)で意見書提出。9月9日、岩沼市議会、女川原発再稼働で一般質問。

26日(水) 「第153回女川原子力発電所環境保全監視協議会」、ハーネル仙台蔵王。市民2名+1名傍聴。

27日(木) いのちと郷土を守る市民の会等15団体、石巻市議会議長と石巻市副市長に、「女川原発2号機の再稼働に同意しないことを求める署名」8470筆を携え申入れ。7名参加。

宮城県保険医協会、医師や歯科医計163筆の署名を携え、再稼働に同意しないよう村井知事に求める要望書を県に提出。

28日(金) 県と石巻市、女川原発再稼働同意差止仮処分抗告審で、答弁書を提出。

自民党・県民会議と21世紀クラブの県議29人、女川原発を視察。

31日(月) 仙台銀行、大崎エナジー有限責任事業組合(仙台市)が行なう「太陽光発電と牧草栽培を両立するメガソーラーシェアリング(大規模営農型太陽光発電)事業」に単独で融資を実行。岩出山の農地約15㌃に出力7500㌂の設備を設置、2022年1月の稼働を予定。

## 【9月】

1日(火) 山元町斎藤俊夫町長、町議会一般質問で、福島第一原発の放射性トリチウムの海洋放出に懸念を表明。

2日(水) 原発問題県連絡センター、女川原発再稼働STOP街頭署名活動、平和ビル前。

美里町相沢清一町長、町議会一般質問で、女川原発2号機再稼働に反対を表明。さらに、美里町や東松島市など原発30キロ圏内の5市町の首長会議の開催に向けて、幹事である登米市に働きかけていることを明らかに。

登米市熊谷盛廣市長、会見で、まずは実務者レベルでの会議を開く意向を表明。

3日(木) 石巻市議会「連合審査会」、避難計画に関し県側から意見聴取。

4日(金) 「女川原発再稼働同意差止仮処分抗告審」債権者・弁護団、仙台高裁へ速やかに結論を出すよう求める「準備書面(1)」を提出。

東北電力、原子力規制委員会に女川原発1号機の廃止措置計画の変更認可申請。廃止措置計画に性能維持施設および廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する事項を新たに追加。

6日(日) さようなら原発みやぎ県民大集会実行委員会、講談師・神田香織さんが語る「はだしのゲン」から「311」まで—私の歩いてきた道—、講師：神田香織さん(講談師)、蟻塚亮二さん(医師)、エルパーク仙台6Fギャラリーホール。110名参加。

NPOきらきら発電、「きらきらコンサート～持続可能な社会をみんなで考えよう!」、せんだいメデイアテーク7階スタジオシアター。59名参加。

7日(月) 女川町議会本会議、再稼働反対請願を不採択し、賛成陳情採択(いずれも8:3)。

8日(火) 平和友好祭県実行委員会、県庁で遠藤信哉副知事に女川原発2号機再稼働反対の要請書を提出。

小泉進次郎原子力防災担当相、記者会見で、国の原子力総合防災訓練を、女川原発で初めて実施することを表明。詳細は未定。

9日(水) 資源エネルギー庁、新たな電気料金制度を2023年4月に開始する方針を発表。

「託送料金」の算出方法を現在の「総括原価方式」から、送配電事業者が事業計画と5年間の収入上限を予め策定し、国が承認する「レベニューキャップ制度」に変更。

10日(木) みやぎアクション等26団体、「女川原発2号機の再稼働(設置変更)の事前了解に関する緊急要望書」を県に提出。県議会棟1階第一応接室。県議の会12名が立会い、17名参加。

女性ネットみやぎ、女川原発再稼働STOP街頭署名行動、平和ビル前。

東北電力、青森、岩手、秋田、山形の4県で洋上、陸上の風力発電事業4件に出資参画すると発表。出力は合計で最大約24万4000㌂。2021年1月以降、順次運転開始予定。

東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に8月分の女川原発2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。

丸森町耕野地区の「反対期成同盟会」「耕野の自然と未来を考える会」の15人、メガソーラー建設計画に反対する要望書を遠藤副知事に提出。

12日(土) 県保険医協会、公開講演「わたしが大飯原発を止めた理由—女川原発再稼働はありえない」講師：樋口英明氏(元福井地裁裁判長)、法華クラブ仙台ハーモニーホール。約80名参加。

「脱原発をめざす全国首長会議」、女川原発再稼働問題をテーマにオンラインフォーラム。県議の会の佐々木功悦県議や相沢美里町長等が発言、「東北電力女川原発2号機の再稼働問題に関する緊急声明」を発表。約30名参加。

放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク『学習交流会』65、「Withコロナの時代、原発と再生可能エネルギーについて」、栗原市市民活動支援センター。

放射能問題支援対策室いずみ、「第71回こども甲状腺エコー検査 in せんだい」、あいこーぷみやぎ日の出町センター。共催/生活協同組合あいこーぷみやぎ。検診医/寺澤政彦医師（てらさわ小児科・仙台市）/溝口由美子医師（光が丘スペルマン病院小児科・仙台市）。

67名が受診。～13日。

13日（日） みやぎアクション、オンライン会議。16名参加。

14日（月） 女川町議会本会議、議員発議で、県知事・女川町長宛の女川原発の早期再稼働を望む意見書を可決（8：3）。

15日（火） 石巻市議会「連合審査会」、委員間の意見交換し、審議終了。

栗原ネットワーク、栗原市議会へ女川原発再稼働反対を求める陳情と栗原市長へ要望書を提出。

仙台高裁、福島・農地原状回復訴訟差し戻し控訴審で、原告農家側の控訴を棄却。

福島・中通り原発集団訴訟控訴審が第1回口頭弁論で結審、仙台高裁。判決は来年1月26日。

16日（水） 県議の会、「女川原発再稼働に反対する議会内集会」、県議会棟1F第一応接室。請願&署名を23日に提出することを確認。県議16名、市民14名参加。

日立製作所、英国の原発新設計画からの撤退を発表。

17日（木） 「女川原発再稼働ストップ！みやぎ女性議員有志の会」呼びかけ人6人、記者会見し27日発足を発表。県市町村議会議員の現職等55名が参加。

石巻市議会総務企画委員会、再稼働を求める陳情を賛成5、反対1で採択。反対の請願は賛成1、反対5で不採択に。

18日（金） 再稼働中止の請願提出団体、県議会各会派を12人で訪問。紹介議員への協力、参考人招致などの十分な審議を要請。

女川町商工会、再稼働を求める請願提出のため、自民党・県民会議に紹介議員の協力を依頼。女川商工業協同組合は陳情書を提出。町観光協会は陳情書を17日に郵送。

船形山のブナを守る会、森林伐採を伴う大規模風力発電事業誘致の見直しを県に要望。

（空）

## ●脱原発みやぎ金曜デモ

【7月】

24日（金） 第369回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

31日（金） 第370回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

【8月】

7日（金） 第371回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から30名の市民が参加。

21日（金） 第372回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から30名の市民が参加。

28日（金） 第373回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から30名の市民が参加。

【9月】

4日（金） 第374回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

11日（金） 第375回「金曜デモ」、肴町公園から30名の市民が参加。

18日（金） 第376回「金曜デモ」、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるため、大事を取って中止に。現在、宮城県が出している「みやぎアラート」はレベル3。15日、「宮城県+仙台市」の1日の感染者数が過去最大の18人を記録。

## ●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き

【8月】

28日（金） 「放射能汚染廃棄物の焼却に反対する大河原の会」（長谷川進共同代表）、斎大河原町長の7月17日付け回答を不服として、大河原町役場2F会議室において、藤田副町長に対し再申入れ書を提出。議員2名を含む6名が参加。

【9月】

11日（金） 大河原町長、大河原の会の再申入れに対し「7月17日付けで回答した通り」と、回答拒否。  
（空）

『鳴り砂』2-108号（通巻287号）別冊

2020年9月20日

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内

レターケース No.76

電話&FAX 022-356-7092（須田）

<http://miyagi-kazenokai.com/>